

第 3 8 8 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 1 2 月 1 2 日開催

第388回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年（2022年）12月12日（月）午前11時から
- 2 開催場所 県庁本館5階 審議会室
- 3 出席者
 - （出席委員）江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 田代龍也 友村喜一
廣田幸英 深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 藤木美才
藤田香織
 - （欠席委員）一宮睦雄 田中愛美
 - （水産振興課）課長補佐 鮫島守
 - （事務局）事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭
- 4 内 容
 - （1）開 会
 - （2）議 事
 - 第1号議案
知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）
 - 第2号議案
熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について（諮問）
 - 第3号議案
休業中の漁業許可について（諮問）

議事の経過

事務局	定刻になりましたので、ただ今から第388回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。 本日の委員出席者数は、15名中13名が出席で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。 「第388回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部、漁業関係法令集という冊子を1冊お配りしております。 過不足等ありませんでしょうか。 それでは、江口会長お願いします。
議長	皆さんおはようございます。12月になってお忙しい中に調整委員会を開催したところ、多数、御出席くださりまして誠にありがとうございます。皆さんも御承知のとおり、相当また1年、コロナで始まってまだいまだにいいまだコロナがあったというような状況でございます。いつになったらコロナが終わるのか本当に予想はつきませんが、

水産振興課	皆さんも体に気づけてもらえばというふうに考えております。ただ今回、忘年会を計画したんですけど、今の状況でどうしてもできないということでございます。また改めて時期が来たなら皆さんと懇親会なりやっていきたいというふうに考えております。 それではただいまから第388回天草不知火海区部長正委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は廣田委員と藤田委員にお願いいたします。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。それでは議事に入りたいと思います。 議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。 水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。 熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。 今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから12ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集の見やすい方をご覧ください。 まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、大目流し網漁業等、5種類の漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、建網漁業及びぼらかご漁業です。 最初に新規の許可についてご説明します。まず、大目流し網漁業についてです。法令集の上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような漁具を潮流を横切るように設置し、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置の操
-------	---

業区域は、スライド4番の参考図に示しております不知火海の中南部海域となっています。時期によって操業区域が異なります。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、小目流し網漁業についてです。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。先ほどの大目流し網漁業と同様、図のような漁具を潮流を横切るように設置しますが、漁具の網目の大きさが5センチメートル未満に制限されています。主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド6番の参考図に青色で色付けしている火共第1号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業です。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド7番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、スライド8番の参考図に緑色で色付けしている火共第4号、同第5号及び同第7号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は、1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料5ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に、かにかご漁業についてです。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。9番の右の図のようなかごを海底に設置して、がざみ等をを漁獲します。漁業時期は、8月から12月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド10番の参考図に緑色に色付けしている火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料6ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については、以上です。

次に新規の許可漁業としては最後になりますが、その他のかご漁業についてです。スライド11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっております。今回、操業区域の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド12番の参考図に緑色で色付けしている火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内と赤色で色付けしている天共第1号共同漁業権

	漁場の上地先です。許可予定の隻数はそれぞれ２隻と６隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料７ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。 次に許可の有効期間満了に伴う許可についてご説明します。 まず、建網漁業です。スライドは、１３番に漁法を１４番に操業区域や隻数を示しています。スライド１３番の図のような漁具を潮流に平行に設置し、ひらめやたい等を漁獲します。漁業時期は、今回公示を予定している天草海においては１月から４月となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド１４番の参考図のとおり、天草市牛深町の西側の天草海になっています。許可予定の隻数は合計４９隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料９ページに記載のとおりとなりますが、許可の有効期間について補足がございます。これまで、苓北地区、天草町地区、崎津地区、魚貫地区、牛深地区の関係漁業者間の協議により、天草海における建網漁業の許可の有効期間は、１年間として取り扱われてきました。この度、関係漁業者間の協議が整い、他の知事許可漁業と同様の取扱いとなったことから、天草海における建網漁業の許可の有効期間につきましても他の知事許可漁業と同様３年とすることとしております。建網漁業については、以上です。 最後に、ぼらかご漁業です。スライドは、１５番に漁法を１６番に操業区域や隻数を示しています。スライド１５番の左の図のような漁具を海底に設置し、ぼらを漁獲します。漁業時期は６月から１０月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド１６番の参考図に橙色で色付けしている天共第１１号共同漁業権漁場内の栖本地先です。許可予定の隻数は４隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料１２ページに記載のとおりとなっています。ぼらかご漁業については、以上です。 最後に許可の申請期間についてです。スライド１７番をご覧ください。新規の許可の申請期間、許可の有効期間満了に伴う許可の申請期間ともに、令和４年（２０２２年）１２月１４日から１２月１６日までとしています。 以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。
議長	ただ今、水産振興課から、第１号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
佐々木委員	建網漁業はヒラメを獲る固定式刺し網ですけども、４０年ぐらい１年切り替えでやってきたんですけども、漁業者の要望等を受けまして、苓北から牛深まで、今は天草漁協の支所になってるんですけども、理

	事さんの同意をいただきまして、普通の許可と一緒に３年ということをお願いしたところ、海区調整委員会にかけていただきましてありがとうございます。
議長	これは特別採捕？
佐々木委員	許可です。本許可。
議長	今度が、ほんとの許可になるということか。
佐々木委員	１年を３年にするという事。もう許可になっている。
友村委員	ちょっと初歩的なことですが。大目流しとか網の延長は書いてありますけど、高さが規定されてありませんけども、高さはいくらでもいいですかね。
水産振興課	はい水産振興課です。資料の２ページを御覧ください。こちら３番の備考のところの両括弧２のエの部分に網丈は１０メートルを超えてはならないという形で規定されております。なお次の小目流し網漁業につきましても同じように網丈３．２メートルを超えてはならないという形で規定されております。
議長	はい、ありがとうございます。他にございませんか。ようございますか。はい、どうもありがとうございます。それでは特になさうでございまして、第１号議案については「特に意見なし」と答申してよろしいですか。
委員	はいの声
議長	それでは第１号議案については「特に意見なし」と答申をいたします。続きまして第２号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いいたします。
水産振興課	水産振興課です。 第２号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。 資料は１４ページをご覧ください。令和５年１月１日から始まる令和５管理年度の「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の本県の都道

府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決める必要があります。熊本県の配分量については、どちらも「現行水準」となりました。現行水準となった過程については、次のページをご覧ください。

まず、漁業法に基づく新たな資源管理の流れを簡単にご説明します。「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料を載せております。図の左上をご覧ください。まずは、対象となる魚の資源量を調べるため、「資源調査」を行います。次に、その「資源調査」の結果をもとに、資源の状況について「資源評価」を行います。そして、資源を維持しながら最大の漁獲量が得られるよう「資源管理目標」を定め、その目標をもとに「管理措置」を実施します。管理措置に基づいて、実際に漁業者による「操業」が行われ、操業データは次の「資源調査」に活用される、という流れで資源管理が行われております。

漁獲量の上限を定めたあとの流れを下の図で説明いたします。まず年間漁獲可能量、つまり日本全体で年間に漁獲してよい上限値を水産庁が定め、大臣許可漁業を対象とした大臣管理漁獲可能量、各都道府県の沿岸漁業を対象とした都道府県別漁獲可能量、想定外の漁獲に備えるための国の留保枠に配分します。その後、本県では国の配分を受け、都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分するという流れになります。

次のページをご覧ください。漁獲可能量の配分について具体的に示すために、前年の令和4年漁期における「まあじ」の漁獲可能量と漁獲実績を図に示しました。年間漁獲可能量は15.6万トン、そのうち大臣管理漁獲可能量は5.8万トン、都道府県別漁獲可能量は8.8万トン、国の留保枠は1.0万トンと配分されました。都道府県別漁獲可能量には、内訳として数量明示5.5万トンと現行水準3.3万トンという区分があります。数量明示とは、漁獲量の多い都道府県に、具体的な数値で配分されることです。現行水準とは、熊本県のようにわずかな漁獲しかない、資源への影響が比較的小さい県には漁獲上限が数値で示されず「若干量」として配分されることです。しかし管理が不要なわけではなく、むやみに漁獲量を増やすことがないような管理が求められ、漁獲量の報告義務も適応されます。配分量が「若干量」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされていますので、県留保枠は「なし」となっております。

ページが前後しますが、資料の14ページをご覧ください。熊本県の配分量はどちらも「現行水準」、先ほどの資料で説明させていただきましたが、数値の定めのない「若干量」という割り当てがされました。ですので、熊本県の漁獲可能量については令和4年と同様、現行水準としたいと考えています。

以上の、「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」に関する令和5管理

	年度における知事管理区分配分する数量について、御審議の程よろしくをお願いします。
議長	はい、ただいま第２号議案について説明がありました。 委員の皆さんの御意見、御質問はございませんか。
佐々木委員	私の方から少し質問したいのですが、県の留保枠が無いということは、もしこれ以上獲った場合でも若干量の中でやっていくということですか。
水産振興課	水産振興課です。昨年度でいきますと国の留保枠１．０万トンがありまして、これが全体の調整という形になります。
佐々木委員	現場の方ではですね、今、アジとかイワシが今まで取れなかったのが少しずつ増えてきてるような状態なんですよ。それ取れるようになってきたときの、その枠というのが、若干量の中で決めるわけですかね。
水産振興課	この現行水準、若干量という場合についても各県には目安数量というものが割り当てられております。一応その目安数量ですね、超えないようにというところにはなっております。熊本県の資料の１６ページの方にマアジとマイワシ対馬暖流系群の熊本県における漁獲量を掲載しておりますけれども例年このマアジの方が大体３００トン前後、マイワシの方はちょっと若干毎年変動があるんですけれども、同じく３００トン前後獲れておりまして、毎年少しずつ変わってくるんですけれどもその数量大きく超えない限りにおいては特段その制限がかかるということとはございません。
佐々木委員	はっきり言って３０年前は牛深にまき網もいて大漁もあった。ただ、その後獲れなかったが、最近、獲れだして、見てわかるように令和２年は３８０トン、平成３１年は３４トンですよ。増えてきてるんですよ。魚が増えてきたときにどうやって獲らせるかですね。
水産振興課	熊本県がずっと現行水準というわけではなくて、もしこの漁獲した漁獲実績はですね、報告する必要がありますので、それが積み上がってまいりますと、上位８割の県に入ってくれば、数量明示という形に変わってまいります。その時はその量でという形になってまいります。ただ現状ではこの知事管理漁獲可能量というのが若干量現行水準という場合は県の方では留保枠を設定しないという形でなっておりますので、全体の調整というのはこの国の留保枠の方でやるという形になります。

佐々木委員	はい、ありがとうございました。海の中がどういう状態なのか私もわからないんですけれども、３０年周期で魚が獲れたり獲れなかったりするようなことがありますので、魚がいるときは獲らせてもらいたいということで、マイワシは全国的に今増えてるような状態ですので、数量もだいぶ増えたでしょう。そのときに魚が獲れるように、今さっきの説明でありましたように、やっていただきたいと思います。ありがとうございました。
議長	他にございませんか。よろしゅうございますか。 それでは、特に無いようでございますので、第２号議案については、「特に意見なし」と答申してよろしゅうございますか。
委員	はいの声
議長	それでは第２号議案については、「特に意見なし」の答申をいたします。続きまして第３号議案「休業中の漁業許可について」、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。よろしくお願いします。 第３号議案 休業中の漁業許可について諮問をさせていただきます。議案に漁業許可とありますが、内容は漁業権免許に係るものになります。 着座にて説明いたします。資料は１７ページからになります。 今回は、現在免許している真珠養殖業に係る休業中の漁業許可になります。真珠養殖業は、皆様もご存じのとおり、生きたアコヤガイに真珠の核となる玉を入れ、１年から２年程度育成し、真珠を生産するものです。 お手元の法令集の黄色い付箋紙部分を御確認下さい。また、前の画面にも表示しておりますので、併せて御覧ください。 まず、熊本県内における海面の漁業権の免許状況ですが、免許の種類は括弧１の共同漁業権、括弧２の区画漁業権、括弧３の定置漁業権に大別されます。 真珠養殖業は、括弧２の区画漁業権に該当し、免許の期間は１０年で、真珠養殖業者に対して免許しています。 資料１８ページをお願いします。２番の個別漁業権の休業の届出及び休業中の漁業許可について御説明いたします。 漁業法第８７条では、漁業権の免許を受けた者が、一漁期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届けなければならないとされています。 また、漁業法第８８条第１項では、休業期間にその漁業を営みたい

	者がいる場合は、法第 7 2 条第 1 項に規定する適格性を確認できれば、その漁業を営むことができるとされています。 なお、第 8 8 条第 2 項には、休業中の漁業許可の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされており、今回の諮問は、法に基づく手続の一つになります。 3 の真珠養殖業に係る休業中の漁業許可の内容について、具体的に説明します。 現在、天区第 1 8 号、第 1 9 号、第 2 0 号、第 2 1 号、第 2 2 号及び第 2 3 号の合計 6 件の真珠養殖業については、有限会社 本渡真珠に免許されていますが、令和 4 年（2 0 2 2 年）4 月 1 日から令和 5 年（2 0 2 3 年）8 月 3 1 日までの期間、休業届が提出されています。6 件の真珠養殖業の漁場図は、次の 1 9 ページの漁場図の区域であり、天草市下浦町地先の楠浦湾に位置しています。また、2 0 ページに免許の内容の詳細を一覧表に示しています。 この有限会社 本渡真珠の休業を受け、同じ真珠養殖業者である、天草市下浦町 2 4 5 2 番地 3 の株式会社平山海洋から、漁業法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、当該 6 件の真珠養殖業を営みたい旨の申請書が提出されております。 資料の 2 1 ページをお願いします。許可申請者の漁業法第 7 2 条第 1 項に基づく（1）から（4）までの適格性は、株式会社 平山海洋から提出された宣誓書により確認できました。 続いて資料 2 2 ページをお願いします。こちらが審査結果の一覧表になります。合計 6 件の真珠養殖業に係る休業中の漁業許可について、許可申請者である株式会社平山海洋は、漁業法第 7 2 条第 1 項に基づく適格性を満たしており、県としては、当該法人に許可しても差し支えないと考えております。説明は以上になります。 現在、休業届が提出されている天区第 1 8 号から第 2 3 号において、天草市下浦町 2 4 5 2 番地 3 の株式会社 平山海洋に漁業許可をしてよろしいか、諮問いたします。御審議の程、よろしく願いいたします。
議長	はい。ただいま水産振興課から第 3 号議案について説明がありました。何か委員の皆さんの御意見、御質問ございませんか。
友村委員	有限会社平山海洋さんは、漁業協同組合はどこに所属をしておられますでしょうか。
水産振興課	天草漁協さんになります。
友村委員	はい、いいです。

議長	出身は恐らく松島だと思います。その前に倉岳の方でやっというて、今度、本渡真珠がやめられるので、その後をつくりたいという案件だと聞いております。他にございませんか。
委員	はいの声
議長	それでは、特にないようでございますので、第３号議案については、「特に意見なし」と答申してよろしゅうございますか。
委員	はいの声
議長	ありがとうございます、それでは第３号議案については、「特に意見なし」と答申をいたします。 本日、事務局は予定した議事は以上でございますが、委員の皆さんから他に何かございませんか。今、３５分くらいたっていますが、時間も早いようでございますので、何か御質問はございませんか。事務局から他に何かございませんか。
事務局	はい、特にございません。
議長	それでは、これで第３８８回天草不知火海区漁業調整委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。